

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

庁内連携システムを使用して移転する場合の移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
障害福祉課 子育て給付課 こども家庭支援課	番号法別表第1の8項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
こども家庭支援課	番号法別表第1の9項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
健康増進課	番号法別表第1の10項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
障害福祉課 (府より移譲)	番号法別表第1の11項	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
障害福祉課	番号法別表第1の12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
障害福祉課 (府より移譲)	番号法別表第1の14項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
生活福祉課	番号法別表第1の15項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
税務課	番号法別表第1の16項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
建築住宅課	番号法別表第1の19項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
学校教育課	番号法別表第1の27項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
保険年金課	番号法別表第1の30項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
障害福祉課	番号法別表第1の34項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
建築住宅課	番号法別表第1の35項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
災害対策課	番号法別表第1の36の2項	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
子育て給付課	番号法別表第1の37項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
地域包括支援課	番号法別表第1の41項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
子育て給付課 (府から委任)	番号法別表第1の43項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
子育て給付課	番号法別表第1の44項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
子育て給付課	番号法別表第1の45項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
子育て給付課 (法定受託事務)	番号法別表第1の4 6項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
障害福祉課	番号法別表第1の4 7項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
健康増進課 保険年金課 こども家庭支援課	番号法別表第1の4 9項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
子育て給付課	番号法別表第1の5 6項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
保険年金課	番号法別表第1の5 9項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上100万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
生活福祉課	番号法別表第1の63項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上101万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
高年介護課	番号法別表第1の68項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上102万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
健康増進課	番号法別表第1の76項	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上103万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
障害福祉課	番号法別表第1の84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上104万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時
子育て給付課	番号法別表第1の94項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	10万人以上105万人未満	住民基本台帳に記載されている者	庁内連携システム	必要に応じて随時